

国立国会図書館国際子ども図書館 児童書研究資料室利用上のお願い

国立国会図書館国際子ども図書館では、国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則（平成 12 年国立国会図書館規則第 4 号）に基づき、「国立国会図書館国際子ども図書館児童書研究資料室の利用に係る遵守事項等について」（平成 25 年国図子 1306142 号）によって、国立国会図書館国際子ども図書館の児童書研究資料室（以下「資料室」といいます。）の利用者に注意していただきたい事項などを定めております。

これは、国際子ども図書館が、大勢の方に良好な図書館サービスを提供するために、また、国民の文化的財産である当館所蔵資料を永く保存して将来の国民の利用に供するために、特にお願いするものです。

利用者各位におかれましては、
次に掲げる事項をお守りいただくようお願いいたします。

1 持込禁止品

利用者は、資料室内に次の物を持ち込むことはできません。医療上その他の理由で持ち込む必要がある場合には、お申し出ください。

- (1) B5 判以上の大きさの不透明な袋物等（かばん、紙袋、封筒等）
- (2) コピー機、カメラ、ビデオ録画機、スキャナー等
- (3) 刃物類（はさみ、カッター、かみそりの刃を含みます。）
- (4) 傘（折り畳み傘も含みます。）
- (5) 動植物
- (6) 飲食物（あめ、ガム、ペットボトル飲料を含みます。）
- (7) その他、資料の保全、資料室内の安全、良好な利用環境の維持等のため、国際子ども図書館が持込みを不適当と判断したもの

2 手荷物の預託

利用者は、手荷物をロッカーに預け、貴重品、ノートなど資料室内に持ち込む必要のある手回り品は透明な袋等に入れてください。手回り品の管理は、ご自身でお願いします。紛失した場合でも国際子ども図書館は責任を負いかねます。退室に際しては、資料保全のため、手回り品を入れた袋等を確認させていただくことがあります。ロッカーの利用は、当日限り（開館時間の終了まで）とし、ロッカー内に残された物品は、遺失物として取り扱います。また、管理上の理由から、資料室内に手回り品等が放置されていた場合は国際子ども図書館が一時保管をすることがあります。

3 氏名等の記入

利用者は、入室に際し利用申込書等の記入が必要な場合には、利用者本人の氏名その他の必要事項を正しく記入してください。資料の利用に際して資料請求票等に氏名その他の必要事項の記入又は入力が必要な場合についても、同様に正しく記入又は入力してください。

4 全般的禁止行為

資料室内においては、次の行為を禁止します。

- (1) 大声を出したり騒いだりすること。
- (2) 不必要に大きな物音を立てること又は機器等の音を外部に発すること。
- (3) 他の利用者や職員等に対して暴力を振るうこと。
- (4) 他の利用者や職員等に対して痴漢行為や性的嫌がらせを行うこと。
- (5) 他の利用者や職員等に対してつきまとい、面会の強要、暴言を吐く等の威嚇行為、侮辱行為を行うこと。
- (6) 携帯電話機器等を使用した通話を行うこと。
- (7) 携帯機器等に付属する又は専用機器による録画・録音機能、カメラ機能、スキャナー機能等を使用すること。
- (8) 国際子ども図書館が定めた場所以外にある電源を使用すること及び資料室利用上必要な目的以外の目的での電源の利用をすること。
- (9) 喫煙（無煙タバコ、電子タバコ等を含みます。）すること。
- (10) その他、資料の保全、館内の安全、良好な利用環境の維持等のため国際子ども図書館が禁止する行為。

5 利用カード等

登録利用者カード、当日利用カード（以下「利用カード」とします。）及び利用証（バッジ）の取扱いに関しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 利用カードを故意又は過失により紛失したり、曲げたり、汚したり、乱暴に扱ったりしないこと。
- (2) 利用カードに記載された識別番号及び暗証番号をみだりに他に漏らさないこと。
- (3) 他の利用者との間で利用カードの貸し借りをしないこと。
- (4) 利用証は、常に見やすい箇所に着用すること。
- (5) 端末等に、利用カードを長時間放置しないこと。
- (6) 当日利用カード及び利用証は、退室の際、返却すること。

6 資料の利用

資料を利用する際には、次の事項を遵守してください。

- (1) 資料は資料室内で利用すること。資料室外に持ち出したり、持ち出そうとしたりしないこと。
- (2) 資料は大切に扱い、折り曲げる、無理に開く、投げる等の行為はしないこと。
- (3) 資料を切り取る、破り取る等の行為をしないこと。
- (4) 資料に書き込みをしないこと。
- (5) 資料は返却するまでの間、十分に注意して管理すること。
- (6) その他、資料を破損又は汚損するおそれがある行為をしないこと。

7 資料の返却と退室

資料を返却する際には、国際子ども図書館の指定する場所に国際子ども図書館の定める方法で返却してください。また、後日郵送複写を申し込んだ資料を除き、資料を全て返却していない利用者は退室できません。プリントアウトカウンターで申し込んだ製品を受領していない利用者も同様です。

8 施設及び備品類

資料室の施設及び備品類を使用する際には、次の事項を遵守してください。

- (1) 端末その他の機器類を乱暴に扱わないこと。
- (2) 閲覧机、椅子その他の備品類を汚したり、壊したり、傷つけたりしないこと。
- (3) 施設を汚したり、壊したり、傷つけたりしないこと。
- (4) 備品類を持ち帰らないこと。

9 職員等の指示

資料及び施設の利用等に関し、職員等が職務上行う指示に従ってください。

10 利用中止・退館措置

国際子ども図書館は、この定めに掲げる禁止行為を行い、又は館が遵守を求める事項に違反した利用者に対し、是正を求めてもなお是正されない場合には、国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の規定に基づく資料の利用の中止又は停止を命じ、更に、退館を命じることができます。特に、第4項(3)若しくは(4)(暴力行為や痴漢行為等)、第5項(2)若しくは(3)(利用カードの不正使用等)、第6項(1)若しくは(3)(資料の持出し、切取り等)又は第8項(2)若しくは(3)(備品、施設の損壊等)に違反した利用者に対しては、直ちに資料の利用の中止及び退館を命じます。

11 民事・刑事上の責任

国際子ども図書館の資料、施設、備品類等を汚損し、損傷し、又は亡失した利用者には、法令等に基づく損害の賠償を求めます。

国際子ども図書館は、利用者がこの定めに掲げる禁止行為を実行し、又は館が遵守を求める事項に違反した場合において、それらが犯罪行為に当たると判断したときは、警察に通報します。

12 入館の制限

国際子ども図書館は、この定めに掲げる禁止行為を行い、又は館が遵守を求める事項に違反した利用者に対し、その禁止行為又は違反の状況等を勘案して、国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の規定に基づく資料の利用の中止又は停止を命じ、更に入館を制限することがあります。